

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2010（案）」
意見募集に対する意見及び提出意見に対する考え方

1 総論

頁	段落	提出意見	提出意見に対する考え方
—		<p>【総論】</p> <p>当社としましては、以下に述べる観点が特に重要と考えおり、これらの観点をふまえ各項目について意見を述べさせていただきます。</p> <p>1、「光の道」を反映した取組みを行うべき</p> <p>(1) F T T H市場におけるサービス競争について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光の道構想実現に向けて取り纏め（平成22年11月30日）では、F T T H市場においても設備競争とサービス競争が進展することにより利用者利益の最大化を図るべきとしています。当社としては、光アクセス網のオープン化（接続料・提供形態）とF T T Hへのマイグレーションについてはサービス競争の進展において最大の課題として考えており、2010年度の競争評価実施において分析を行うことが必要だと考えます。 （2）総合的な市場支配力に着目した規制の検討 ・「光の道」構想実現に向けた工程表（総務省：平成22年12月24日公表）では、「(6) 今後の市場環境の変化への対応」が競争政策の推進として挙げられています。グループ企業の市場横断的な支配力について、ブランド、売上、収益などの指標をとり、その影響を分析する必要がありますと考えます。 <p>2、無線データ端末への消費者選考の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的評価として「携帯電話端末、スマートフォン、タブレットPCの需要代替性の調査」を取り上げることに賛成します。 <p>特に、わが国におけるモバイルブロードバンドの進展及び、多様なプラットフォームサービス、クラウドなどの新たなサービスがもたらす消費者選好の変化を分析し、インターネット接続サービスや端末に関する需要代替性を調査することは有益であると考えます。</p> <p>3、移動体通信市場における競争力と周波数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の3Gサービスから3.9Gサービスへの転換期を迎え、高速サービスの需要拡大やトラヒック増加といった傾向を踏まえて、割当て周波数による移動体事業者の市場競争力についても分析を行うべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【イー・アクセス／イー・モバイル】</p>	<p>無線データ端末への消費者選考の変化に関する御意見については、基本的に賛同の御意見として取り扱わせていただきます。</p> <p>その他の御意見については、今年度の評価や今後の市場画定の在り方の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

-	<p>【意見】</p> <p>総論</p> <p>2010年12月に公表された「光の道」構想に関するとりまとめにおいて、「総合的な市場支配力に着目した規制の導入」についての検討や、将来「光の道」への進展が十分でないと判断された場合の更なる措置についての検討が行われることとなっています。</p> <p>こうした中で、電気通信市場の動向を透明性の高い手法で客観的に分析でき、PDCA実行のツールとしても非常に有用である「競争評価」の果たす役割はますます重要なものとなります。</p> <p>このため、競争評価2010の実施にあたっては、市場の実態、競争政策の有効性について慎重な議論と分析を行っていただき、「光の道」の実現に向けた有効な政策に資するよう評価結果を活かしていただきたいと考えます。加えて、包括的な検証の実施に向けても、競争評価の成果を蓄積し、利用していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として取り扱わせていただきます。</p>
---	---	-----------------------------------

2 「1 2010年度競争評価の基本的考え方」

頁	段落	提出意見	提出意見に対する 考え方
1	1-1	<p>【総務省案】</p> <p>1-1 定点的評価</p> <p>定点的評価の対象は、2009年度に引き続き、①固定電話、②移動体通信、③インターネット接続及び④法人向けネットワークサービスの4領域とする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの市場支配力の指標としては、契約数のシェアだけでなく収入シェアについても分析していただけるよう要望します。 ・「光の道」において「総合的な市場支配力に着目した規制の検討」が競争政策の推進として掲げられています。実施細目においては、「総合的な市場支配力」として、NTT殿のグループドミナンスについてグループの収入及び契約数のシェアなどを他社グループと比較し、ドミナント性を勘案したうえで市場支配力を評価していくのがよいと考えます。 ・「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争条件（郵政省・ 	<p>御意見については、今年度の評価や今後の市場画定の在り方の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

		<p>日本電信電話株式会社：平成4年4月)」において明確化されているように、「NTTドコモは、可能な限り、NTT東西と別個の伝送路を構築する」、「NTT東西とNTTドコモとの間において行われる鉄塔・局舎の使用、研究開発成果の利用等の取引条件並びにNTT東西との間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする」、「NTT東西とNTTドコモは共同資材調達を行わない」など定められています。</p> <p>NTT東西殿が主体となる市場支配力の行使はもちろんのこと、NTTドコモ殿がNTT東西殿などのグループ会社と協業してサービスを提供する場合に、総合的な市場支配力を行使しないかどうかという観点で競争評価を行っていくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス／イー・モバイル】</p>	
1	1-1	<p>【総務省案】</p> <p>1-1 定点的評価</p> <p>定点的評価の対象は、2009年度に引き続き、①固定電話、②移動体通信、③インターネット接続及び④法人向けネットワークサービスの4領域とする。</p> <p>別表2-7 FTTTHサービス</p> <p>調査対象者</p> <p>FTTTHサービスを提供する電気通信事業者</p> <p>収集する情報</p> <p>最終利用者向けサービスを提供するためのネットワークを構築するための回線設置又は素材としての電気通信役務等の調達方法等（H22.9末）</p> <p>→加入者系における、所有又はIRU、相互接続並びに卸電気通信役務（旧電気通信事業法における業務委託、約款外役務を含む）による所有又は調達について、所有数又は調達先事業者の名称及び加入者系伝送路に係る調達数（回線数等、地域別）</p> <p>【意見】</p> <p>●光アクセス網のオープン化について</p> <p>・「光の道構想実現に向けて取り纏め（平成22年11月30日）」では、サービス競争の進展の観点から特にシェアードアクセス方式（1芯8分岐方式）については、接続料のあり方と利用実態について今後の検討課題として挙げられています。2010年度の競争評価実施においては、NTT東西殿のシェアードアクセス方式が、NTT東西殿による提供実態の調査をふま</p>	<p>御意見については、今年度の評価や今後の市場画定の在り方の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
21	別表2-7		

		<p>えつつ、サービス競争の進展に寄与しているかの検証が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、2006年度の競争評価では戦略的評価のテーマとして「事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析」が取りあげられました。「事業者間取引や卸市場については、競争政策上重要なテーマであり、諸外国でも卸市場の分析を行っていることから、2007年度以降の競争評価においても継続的に実施していくことが重要である。(p.361)」としています。「別紙2-7 F T T Hサービス」の収集する情報として「最終利用者向けサービスを提供するためのネットワークを構築するための回線設置又は素材としての電気通信役務等の調達方法等（H 2 2 . 9 末）」を事業者は毎年データを提出しておりますので、ご活用いただけるよう要望します。 <p>● F T T Hへのマイグレーションについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2009年度の競争評価では、「10年3月末時点のF T T H市場における契約数は1, 778.9万であり、A D S LからF T T Hへのマイグレーションの進展により増加を続けているが、増加率は低下傾向にある。(p.50)」とされていることから、メタルから光への移行がF T T H市場の進捗に影響を与えていることが分かります。 ・今後、サービス競争の促進によるF T T H市場の推進のためには、既存のメタル回線と同様な競争環境を構築し、光ファイバ回線へのパスを可視化できるしくみ作りが必要で、接続料金だけでなく、接続形態の確保が必須となります。2010年度の競争評価実施においては、F T T Hへのマイグレーションの状況を検証し、今後の接続政策の検討に資する分析を行う必要があると考えます。 <p style="text-align: right;">【イー・アクセス／イー・モバイル】</p>	
1	1-2	<p>【総務省案】</p> <p>1-2 戦略的評価</p> <p>2010年度は、2009年度の戦略的評価「電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析」にあるとおり、F T T Hと3G携帯電話の両方を利用している利用者の割合が2005年度以降増加を続けている中（2005年度10%→2009年度56%）、スマートフォン、タブレットPCといった新たな携帯端末が市場において注目され始めたことを踏まえ「携帯電話端末、スマートフォン、タブレットPCの需要代替性の調査」を取り上げることとする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的評価のテーマの1つとして「携帯電話端末、スマートフォン、タブレットPCの需要代替性の調査」を取り上げることに賛成します。 ・プラットフォームや端末のレイヤーにおいてグローバルな競争が加速されており、これまでの国内携帯電話市場で見られた垂直統合型ビジネスモデルとは異なるサンドイッチ市場を 	<p>基本的に賛同の御意見として取り扱わせていただきます。</p> <p>御意見については、今年度の評価や今後の市場画定の在り方の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

		<p>創出しております。特に、スマートフォン・タブレットPCに代表されるキャリアプラットフォームに依存しない端末は、グーグル、アップル、アマゾンといったプラットフォームレイヤーと、iPad、iPhone、アンドロイド、キンドルといった端末レイヤーと直接結びついて、ネットワークレイヤーに依存しない（3GやFWA、ISP（DSL・FTTH）などといった様々なネットワークを利用可能とする）接続形態でのサービスを需要サイドに提供しています。こういった需要サイドの利用実態の変化と共に利用するブロードバンド回線についての分析が必要と考えます。</p> <p>・また、供給サイド側でのモバイルブロードバンドサービスやFMCサービスに関する分析も併せて必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス／イー・モバイル】</p>	
1	1-1	<p>【総務省案】</p> <p>定点的評価の対象は、2009年度に引き続き、①固定電話、②移動体通信、③インターネット接続及び④法人向けネットワークサービスの4領域とする。</p> <p>【意見】</p> <p>FTTH市場におけるNTT東・西のシェアは74.5%（2010年9月時点）と引き続き非常に高いシェアを維持している状況です。これについて、加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優位な立場にあるNTT東・西の市場支配力が、固定電話市場からFTTH等の隣接市場へのレバレッジが行使された結果であると考えられることから、こうした観点から分析していただきたいと考えます。</p> <p>市場支配力の行使についてこれまでの評価結果では、「規制の存在等により、各市場とも市場支配力の行使が概ね抑止されているもの」とされています。しかしながら市場の実態を見ると、NTT西日本による接続情報漏洩問題（2010年2月に業務改善命令が発出）が発生するなど、規制やルールが十分に機能していない状況にあると言わざるを得ません。</p> <p>競争評価の結果が「光の道」等の政策に少なからず反映されるものなのであれば、市場支配力が存在している場合に規制・ルールが存在することのみをもって「行使されていない」と判断するのではなく、市場実態を踏まえて慎重かつ丁寧に分析していただき、問題があれば「行使されている」とし、措置が必要であるとの評価を行っていただきたいと考えます。</p> <p><インターネット接続領域></p> <p>当時、J：COM、住友商事、KDDIによるアライアンスの検討に関する覚書を締結した段階でありながら、競争評価2009報告書に、「J：COMとKDDIの子会社であるJCNとの資本関係の構築を含め両社におけるケーブルテレビ事業の連携に関しての検討がされており、これらの動きによるケーブルインターネット市場への影響については、今後注視が必要。」との記述がされましたが、市場支配力を持たない事業者同士の業務提携の効果や影響が明らかに</p>	<p>市場支配力の行使の可能性についての判断の在り方につきましては、御意見も踏まえつつ、引き続き検討してまいります。</p>

		<p>なる前でこのような記述をすることは、今後のビジネス展開を萎縮させかねず、適切でないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
1	1-2	<p>【総務省案】</p> <p>(中略)</p> <p>スマートフォン、タブレットPCといった新たな携帯端末が市場において注目され始めたことを踏まえ「携帯電話端末、スマートフォン、タブレットPCの需要代替性の調査」を取り上げることとする。</p> <p>【意見】</p> <p>新たなビジネスの動向について、客観的に状況を把握し、今後の分析に役立てることは競争評価においては一定の意義が在ると考えられます。</p> <p>現在は携帯事業者による垂直統合型モデルに加え、端末メーカー主導型のビジネスモデル、Wi-Fiルーターの普及やSIMカードの差し替えで通信レイヤーのキャリア選択が可能となる等、多様なビジネスモデルが展開されています。こうした状況を踏まえ、特定のビジネスモデルのみに着目するのではなく、各モデルについて均衡のとれた分析結果となるよう分析していただきたいと考えます。</p> <p>ただし、市場の半分程度を占める通信レイヤーの支配的事業者が独占的に人気のある上位レイヤーのコンテンツを囲い込むことや、検索等のプラットフォームレイヤーが端末レイヤーと連携して通信レイヤーの競争を歪める等も考えられる為、上述に加えて、国内外のプレイヤーを問わず、プラットフォーム等の上位レイヤーや、端末レイヤー等の下位レイヤーが、単独または連携して通信レイヤーの競争に与える影響についても留意して分析していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として取り扱わせていただきます。</p> <p>従来のネットワークレイヤーと上位レイヤー及び下位レイヤーとの関係に関する御意見については、今後の市場画定の在り方の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
1	1-1	<p>【総務省案】</p> <p>定点的評価の対象は、2009年度に引き続き、①固定電話、②移動体通信、③インターネット接続及び④法人向けネットワークサービスの4領域とする。</p> <p>【意見】</p> <p>・FTTH市場における、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿のシェアは74.5%※と高い水準にあり、依然として公正競争上の懸念が強い状態にあります。よって、</p>	<p>御意見については、今年度の評価や今後の市場画定の在り方の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

		<p>2010年度の競争評価制度（以下、「本制度」という。）においては、FTTH市場に関して重点的に分析を行うべきと考えます。</p> <p>※電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ（2010年度第2四半期（9月末））（2010年12月28日公表） http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_01000003.html</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	
1	1-2	<p>【総務省案】</p> <p>2010年度は、2009年度の戦略的評価「電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析」にあるとおり、FTTHと3G携帯電話の両方を利用している利用者の割合が2005年度以降増加を続けている中（2005年度10%→2009年度56%）、スマートフォン、タブレットPCといった新たな携帯端末が市場において注目され始めたことを踏まえ「携帯電話端末、スマートフォン、タブレットPCの需要代替性の調査」を取り上げることとする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施細目は、「競争評価の具体的な実施プロセス等の詳細を定めるもの」とありますが、戦略的評価については、その詳細が公表されていません。意見募集等を通じて本制度に「幅広い知見を反映させる」ためには、戦略的評価の目的、収集データの内容及びデータ分析の方法等を実施細目に明示すべきと考えます。 ・また、2010年度の戦略的評価のテーマを、市場において注目され始めたことを理由に「携帯電話端末、スマートフォン、タブレットPCの需要代替性の調査」としてはありますが、当該テーマだけではなく、「光の道」構想に関する基本方針が示されたことを踏まえ、FTTH市場に関する調査・分析を合わせて行うことが、「IP化・ブロードバンド化・モバイル化・ユビキタス化を背景とした市場の競争状況の変化の正確な把握」等、といった本制度の目的に沿うものと考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>戦略的評価については、従来から政策立案の検討のために必要となる基礎データとする観点から行っており、実施細目（案）の意見募集に当たってはテーマを提示し、評価の具体的な評価方法については、意見募集の結果も踏まえて決定しています。</p>
1	1-2	<p>【総務省案】</p> <p>（1-2. 戦略的評価）</p> <p>戦略的評価は、競争政策の展開との機動的な連携を図る観点から、特定のテーマに焦点を当てるものとして2006年度から実施しており、評価対象とする具体的テーマについては、本実施細目において定めるものである。</p> <p>2010年度は、2009年度の戦略的評価「電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析」にあるとおり、FTTHと3G携帯電話の両方を利用している利用者の割</p>	<p>サービス市場に関する御意見については、今後の市場画定の在り方の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>地理的市場については、従来から評価に当たりブロードバ</p>

3	4	<p>合が2005年度以降増加を続けている中（2005年度10%→2009年度56%）、スマートフォン、タブレットPCといった新たな携帯端末が市場において注目され始めたことを踏まえ「携帯電話端末、スマートフォン、タブレットPCの需要代替性の調査」を取り上げることとする。</p> <p>（以上、1頁）</p> <p>（4. 市場画定）</p> <p>2010年度においては、原則として従来の市場画定の結果を踏襲することとする（図1～4参照）。</p> <p>しかしながら、電気通信市場は、技術革新が急速であり、サービス市場の外郭を固定的・永続的とみることが競争状況を的確に把握する上で適当ではないことから、数年程度の比較的短い周期で市場画定の見直しを検討することが望ましい。</p> <p>特に、昨今の電気通信市場を取り巻く環境を俯瞰すると、スマートフォン、タブレットPCといった新たな携帯端末の登場、BWA、ポケットWiFiなどの無線ブロードバンドサービスとともに、音声・動画プラットフォームや電子新聞・書籍等の新たな市場が世界的に形成されつつある中、電気通信市場における競争を的確に捉えるためには、従来のネットワークレイヤーのみならず、上位レイヤー（コンテンツレイヤー、プラットフォームレイヤー）や下位レイヤー（端末レイヤー）との関係について注視していくことが必要である。</p> <p>以上のような市場の新たな展開を踏まえつつ、今後の市場画定の在り方についても併せて検討を行うものとする。</p> <p>（以上、3頁）</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス市場の画定については、事業者の視点でなく、利用者の視点から実態に即して行うことが必要と考えます。今後、スマートフォンやタブレットPC、ゲーム端末といった新たな携帯端末の登場や無線ブロードバンドサービスの多様化・大容量化の一層の進展に伴い、外出先のみならず、自宅においても無線によるブロードバンド利用がより一般的となることも想定されます。ブロードバンドを利用したいとするユーザは、メタルや光、有線や無線といった伝送媒体にとらわれずその効用を求めており、例えば、外出先では3GやWiMAX・公衆無線LAN、自宅では固定ブロードバンドと連携したWiFi通信など、ブロードバンド利用の形態は多様となってきているのが実態であり、利用者からみて代替的なサービス（ADSL、CATV、FTTH、LTE/3G、WiMAX、WiFi等）であるものについては市場を細分化せず、全体を大括りに捉えううえで評価することが必要と考えます。 <p>一方、ブロードバンド市場が融合していく中で、利用可能なブロードバンドサービスが端末やOSにより限定される場合があるとの現状を踏まえると、今後の市場画定の在り方の検討</p>	<p>ンド市場及びFTTH市場に関する地域ブロック別のシェア等を示しておりますが、御意見については今年度の評価や今後の市場画定の在り方の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
---	---	---	---

		<p>にあたっては、端末レイヤや上位レイヤの競争状況、市場支配力が、ネットワークレイヤにおける競争状況に及ぼす影響について十分な検討が必要であると考えます。</p> <p>こうした検討に向け、戦略的評価における「携帯電話端末、スマートフォン、タブレットPCの需要代替性の調査」についても、携帯端末間の需要代替性とどまらず、端末レイヤとネットワークレイヤの関係性、モバイル市場と固定市場の関係性について十分な考察がなされるべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理的市場に関しては、市場の実態として、ADSL、CATV、FTTHが重層的に競合するブロードバンド市場においては、都道府県ごとに極めて特色のある競争環境を呈しており、シェアにも大きなバラツキがあります。こうした特性を踏まえ、とりわけブロードバンド市場の競争状況を正確に把握するためには、やはり、都道府県毎に市場を画定し、詳細な分析を行うことが不可欠であると考えます。 <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
--	--	---	--

3 「2 競争評価における透明性の確保」

頁	段落	提出意見	提出意見に対する考え方
2	2	<p>【総務省案】</p> <p>競争評価のプロセスについて、十分な透明性を確保するとともに、関係各方面の幅広い知見を反映させる観点から、実施細目及び評価結果について意見招請を実施するとともに、事業者説明会等を必要に応じて開催する。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度における透明性を確保するためにも、戦略的評価のテーマ選定基準や選定プロセスを公開すべきであり、事業者への説明会については、「必要に応じて開催」ではなく、「原則開催」すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>従来から戦略的評価のテーマについては基本方針に基づき選定し、公開の競争評価アドバイザリーボードで議論を行っています。なお、事業者への説明会については、透明性の確保の観点から必要な場合には開催することとしています。</p>

4 「3 情報収集」

	<p>また、各サービスに関する情報だけでなく、隣接市場との関係に関する情報についても、各事業者に対して必要に応じて情報の提出を求める。</p> <p>なお、競争評価において収集した情報のうち、分析に有用であった情報については、報告規則に定める等継続的な情報収集に資するようになる必要があるが、分析に使用しなかったデータであっても、競争評価の基礎資料として有効な場合があることに留意しなければならない。</p> <p>(以上、10頁)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業報告規則に基づく報告以外の報告を求めることは、事業者に対して過大な負担を強いることになるおそれがあるため、収集目的を明確にした上で、その内容、報告量等については慎重に検討いただき、競争評価を行う上で真に必要なものに限定していただきたいと考えます。 <p>その上で、シェア等の正確な把握に基づく公正な評価を行う観点から、全事業者が同等に提出することを前提とする必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、事業者間取引については、収集する情報が卸契約やIRU 契約等、守秘義務や企業秘密に関する事項を含むものである上に、本年度の評価対象でもないことから、競争評価の基礎資料としての有効性を十分に説明されない限りは、各事業者に対して情報提出を求めることは適当でないと考えます。 <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
--	---	--

5 「4 市場の画定」

頁	段落	提出意見	提出意見に対する考え方
4-6	㊦1 ㊦2 ㊦3	<p>【総務省案】</p> <p>㊦1 固定電話領域の市場画定</p> <p>㊦2 移動体通信領域の市場画定</p> <p>㊦3 インターネット接続領域の市場画定</p> <p>(㊦は省略)</p>	<p>御意見については、今年度の評価や今後の市場画定の在り方の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

【意見】

●総合的な市場支配力の検証

- ・「光の道」において「総合的な市場支配力に着目した規制の検討」が競争政策の推進として掲げられています。
- ・総合的な市場支配力について調査するためには、固定電話・移動体通信・インターネット接続の3分野を横断的にした市場画定と分析についても従来の分析と共に行うべきと考えます。

●移動体通信市場における世界的な周波数再編の流れについての評価

- ・従来の3Gサービスから3.9Gサービスへの転換期を迎え、モバイルでもブロードバンド化が進んでいます。高速サービスの需要拡大やトラフィック増加に対応するため、世界的にも周波数再編計画が活発に議論され、将来のデータ通信需要を確保しようと動きがでています。
- ・平成22年に英国では、900MHz帯は周波数伝播特性が屋内にもエリアカバーにも優れていることから、900MHz帯をもつ者ともたない者との間の、電波の割当て上の公平性の担保が議論となり、結局、最終的には、各事業者が現在保有する900MHz帯と1800MHz帯を、GSMだけでなく3Gにも即時使用できるようにすると同時に、800MHz帯と2.6GHz帯のオークションが実施された後の各事業者の周波数保有量の上限を設けることで、電波の公平な割当てを担保しようとするようになりました。

(出典：ICTワールドレビュー 2010年12月/2011年1月より)

- ・このように新しい周波数割り当てを行う際は、電波の公平性確保が競争政策の一環として検討が行われており、我が国においても競争評価の指標として取り上げ、検討を深める必要があると考えます。

●移動体通信市場における周波数帯域と競争力の関係についての評価

- ・事例の1つとして、新興事業者である当社では、現在、周波数帯域幅、電波伝搬特性に優れている1GHz以下の帯域（プラチナバンド）や国際調和がとれた帯域を有していないなど、既存大手3事業者と比較して同等の競争環境にあるとは言えません。
- ・2010年度の競争評価においては、プラチナバンドや国際調和の取れた周波数帯などについて、周波数帯毎のエリアカバー率、端末数（市場占有率）、基地局数、設備投資などを地理的市場（例えば、県単位など）ごとに経時的な観点も勘案し検証することにより、周波数帯が移動体事業者の競争力にどのような影響を及ぼすのか分析が必要だと考えます。なお、基地局数や設備投資などについて単純な比較が困難な場合は、地理的条件（都市部・ルーラル）、周波数伝搬特性といったものでモデルケースを作るなどの方法も考えられます」

【イー・アクセス／イー・モバイル】

3	<p>・本実施細目（案）において、「原則として従来市場画定の結果を踏襲することとする」とされていますが、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月16日）（※1）や『『光の道』構想実現に向けて取りまとめ』（平成22年12月14日）（※2）において、すでに今後の市場画定の検討課題が示されていることを踏まえ、EUのように発信市場、着信市場等に細分化して市場画定を行うなど、新たな市場画定のアプローチを今回より導入すべきと考えます。</p> <p>なお、「電気通信事業分野における競争状況の評価2009」の意見募集の中で、総務省からEUにおける着信市場について、「今後の競争評価の在り方に関して、市場画定の見直しに関する議論を進める中で、あわせて検討すべき事項であると考えます。」と示されたところであることから、上記の検討を進めるべきと考えます。</p> <p>・新たな市場画定のアプローチの導入が今回困難な場合であっても、少なくとも次回以降の導入に向けて、携帯電話事業者は有限希少な電波を割り当てられているということを踏まえた公正競争の実現を可能とするよう早急に検討することが必要と考えます。</p> <p>※1「我が国でも、現在行っている競争評価等と連動させて、EU類似の市場画定手法を採用することの適否についても検討が必要」</p> <p>※2「市場環境の変化を踏まえ、現行のドミナント規制の枠組みについて、変更すべきか否かについて検討を行うことが必要である。（中略）EUにおいて導入されているような総合的な市場支配力に着目した規制（いわゆるSMP（Significant Market Power）規制）については、市場をいかに画定するかで規制対象及び規制の内容が大きく異なる（中略）ボトルネック性以外の要素にも着目して市場支配力を判断し、その状況に応じた規制を柔軟に課することができるという利点を有している。」</p> <p style="text-align: right;">【NTTドコモ】</p>	<p>御意見については、今年度の評価や今後の市場画定の在り方の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
3	<p>【総務省案】</p> <p>電気通信市場は、技術革新が急速であり、サービス市場の外郭を固定的・永続的とみることは競争状況を的確に把握する上で適当ではないことから、数年程度の比較的短い周期で市場画定の見直しを検討することが望ましい。</p> <p>特に、昨今の電気通信市場を取り巻く環境を俯瞰すると、スマートフォン、タブレットPCといった新たな携帯端末の登場、BWA、ポケットWiFiなどの無線ブロードバンドサービスとともに、音声・動画プラットフォームや電子新聞・書籍等の新たな市場が世界的に形成されつつある中、電気通信市場における競争を的確に捉えるためには、従来のネットワークレイヤーのみならず、上位レイヤー（コンテンツレイヤー、プラットフォームレイヤー）や下位レイヤー（端末レイヤー）との関係について注視していくことが必要である。</p> <p>以上のような市場の新たな展開を踏まえつつ、今後の市場画定の在り方についても併せて検</p>	<p>御意見については、今後の行政の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>討を行うものとする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「市場画定の見直し」や「他のレイヤーとの関係等を考慮した評価」が今後の本制度の検討課題として挙げられていますが、競争セーフガード制度等、他の制度との連携を図る等し、市場の実態をより正確に捉えた評価手法を確立することが先決と考えます。これについては、本制度の評価結果において、「市場支配力が行使される可能性は低い」として、市場環境に問題が無いかなのような評価結果が示される一方で、競争セーフガード制度の意見等では、依然として各事業者から競争上の問題点が数多く指摘されている状況にあることから明らかです。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	
--	--	--

6 「別添2 供給者（事業者）側から収集する情報とその公表の取扱い」

頁	段落	提出意見	提出意見に対する考え方
16	別表2-3	<p>【総務省案】</p> <p>別表2-3 携帯電話・PHSサービス</p> <p>【携帯電話・PHSサービス全般】</p> <p>①契約数</p> <p>②接続料</p> <p>【携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス】</p> <p>①契約数</p> <p>②料金（料金プラン別）</p> <p>【携帯電話・PHSインターネット接続サービス】</p> <p>①ブラウザを搭載した携帯電話・PHS端末から接続可能な公式サイト数（H22.9末）</p> <p>【意見】</p> <p>●キャリアチェンジ・端末の流動性に関する評価</p> <p>・番号ポータビリティ制度や今後進展が期待されるSIMロック解除は、移動体通信市場でのキャリアチェンジと水平分業型のビジネスモデルを促進しますが、あらためて流動性</p>	<p>御意見については、今後の市場画定の在り方の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>(キャリアチェンジ) をとりあげ、競争状況をさらに分析することが必要と考えます。</p> <p>・また利用者に対するアンケート調査のほか、事業者に対して SIM のみ契約数のデータを収集するなど、様々な角度で情報を収集するなどの方法を検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス／イー・モバイル】</p>	
--	---	--

7 その他提出意見

頁	段落	提出意見	提出意見に対する考え方
—	—	<p>今後の競争評価実施に向けて</p> <p>【意見】</p> <p>ボトルネック性の高いアクセス回線とコア網が一体となって網を構成している NGN のような固定系サービス提供基盤が、複数のサービス市場と周辺レイヤーに広く影響を及ぼすことが考えられます。ボトルネック設備の光ファイバやそれと一体となっている NGN のような物理的な提供基盤が関わる個々のサービス市場を全体的に捉え、及ぼしている影響度合いを分析することが今後は益々必要になると考えます。</p> <p>このようなサービス提供基盤においては、他事業者にはできないワンストップのパッケージサービス等を提供し、各市場に影響を与える可能性が考えられます。シェアや市場集中度等の定量的な指標だけではなく、このような物理的なサービス提供基盤が市場に及ぼす影響も併せて分析していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>御意見については、今後の市場画定の在り方の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
—	—	<p><市場支配力の評価手法について></p> <p>・「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2009 (案)」に対する弊社共意見 (2009 年 12 月 28 日) においても示しているところですが、市場支配力の分析に当たっては、市場支配力の「行使」が無くとも、その「存在」が競争事業者の参入意欲を削ぐ等、市場</p>	<p>本年度については、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2010 (案)」は基本方針を踏まえつつ</p>

	<p>に対し潜在的な影響を与え得ることを考慮する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従って、今年度の本制度実施においては、市場支配力の「行使」のみに着目した分析ではなく、「存在」をより重視した分析を行うべきと考えます。 <p><基本方針の見直しについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」(2009年12月)(以下、「基本方針」という。)について、「適用期間を定めず、必要に応じて適時適切に見直す」とされているところですが、アドバイザリーボードにおいて基本方針に関する議論は行われておらず、その他の場において見直しの検討が行われたかも明確になっていません。 ・基本方針見直しの検討について、アドバイザリーボードの議題に盛り込む等、検討プロセスの明確化及び議論の透明化を図るべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>定めるものとして取り扱っており(冒頭部分参照)、当該「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2010(案)」については公開の競争評価アドバイザリーボードで御議論いただいているものと認識しています。</p> <p>なお、本年度の評価と並行し、今後の市場画定の在り方について競争評価アドバイザリーボードで御検討いただいているところであり、その結果を踏まえ、基本方針の見直しの必要がある場合には意見募集を通じて透明性の確保等を図ってまいります。</p>
--	--	--

以上